

秋田市建築計画概要書等閲覧事務取扱要領

〔平成22年4月1日〕
〔都市整備部長決裁〕

（目的）

第1条 この要領は、秋田市建築計画概要書等閲覧規程に基づく建築計画概要書、築造計画概要書、定期調査報告概要書、定期検査報告概要書、建築基準法令により処分等の概要書、全体計画概要書、指定道路図および指定道路調書（以下「概要書等」という。）の閲覧について必要な事項を定めることを目的とする。

（概要書等の閲覧対象）

第2条 概要書を閲覧できる者は、全ての者とするが、営利目的のための閲覧は認めない。

（概要書等の閲覧の申請）

第3条 概要書等の閲覧をしようとする者は、概要書等閲覧申請書（別記様式第1号）により申請しなければならない。

2 複数の概要書等を一括して閲覧する場合は、前項の規定による申請の前に作業目的、作業内容、利用形態、閲覧項目、個人情報保護（建築主の住所氏名を転記しないこと、建築主に不利益が生じないようにする等）に関する項目を盛り込んだ任意の概要書等閲覧願書を都市整備部建築指導課へ提出し承認（別記様式第2号）を受けなければならない。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。